

(案)

第2次三条市農業活性化プラン

平成25年 月
新潟県 三条市

《 目 次 》

(ページ)

第1章 農業活性化プランの総括	3
1 農業活性化プランの成果	3
(1) 農産物の高付加価値化	4
(2) 販路開拓	5
(3) 人材育成	7
(4) 地産地消	8
(5) 食育の推進	9
(6) 環境保全	10
2 農業活性化プラン後の三条市の農業の現状	11
(1) 三条市の農業者の現状 (農家戸数等の状況、担い手等、経営規模)	11
(2) 三条市の農地の現状 (耕地と耕作放棄地、各地域の特色)	14
(3) 三条市の農産物の現状 (生産の概況、流通等の現況)	16
(4) 市内農業者の経営の現状	18
3 更なる活性化に必要な視点	21
第2章 更なる活性化のための取組展開 ～「第2次農業活性化プラン」の目的と位置付け～	22
第3章 目的達成のための2つの施策	23
第2次農業活性化プランの考え方(イメージ図)	23
第2次農業活性化プランの取組体系図	24
1 「所得の向上」の取組	25
(1) 新たなビジネスモデルの創出	26
(2) 新たな日常販路の確立	27
(3) より質の高い農産物の生産	28
(4) 地元農産物への愛着強化	29
2 「担い手の充実」の取組	30
意欲ある農業者の支援・育成	31

第1章 農業活性化プランの総括

1 農業活性化プランの成果

「食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。」という理念の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する「豊かで住みよい生き生きとしたまち」の実現を目指す「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」が、平成21年3月に制定された。

「豊かで住みよい生き生きとしたまち」は、福祉、教育等を始め、すべての施策が目指すべき姿であることから、食育と農業は、市民が健康な生活を送る上で最も身近で重要な基盤となる施策である。

農業活性化プランは、日本の農業を取り巻く現状が依然として厳しい中であっても、こうしたまちづくりを推進しつつ、本市の農業が持続的かつ自立的な発展を遂げていくため、「農産物の高付加価値化」「販路開拓」「人材育成」「地産地消」「食育の推進」「環境保全」などの面から具体的取組の方向性を示したものである。

プランに沿ったこれまでの3年間の取組は、「食育の推進」や「地産地消」の取組など、着実に取組を浸透させ成果につなげている取組もあるものの、担い手不足、所得の確保などの農業の持つ課題の根深さから、決してすべての取組が成果を上げているとは言えず、引き続き、取組の推進を図っていかなければならない。

しかし、他方で、これまでの農業を振り返り、農業が、食糧供給という国策とも言える重要な政策の下、様々な制度により監理統制され、最先端の実践者である一農家が経営として自ら考え意欲的に農業を展開していくことが困難な環境にあったことを捉えて言えば、他産地に抜きん出て産業として成り立つ農業を目指して行こうとする本プランの策定及びプランの各取組は、農業者はもちろん関係団体に対し、本市の農業が一つの産業として自ら歩き出すための一定の気付きを与えたものであったとすることができる。

(1) 農産物の高付加価値化

有機肥料活用による農産物の品質向上や地元農産物を使った加工品開発に加え、消費者ニーズに幅広に対応できるよう、ナノミスト発生装置による農産物保存期間延長のための新技術の実証実験など、単に農産物を販売するだけでなく付加価値を高めて販売する手法を様々な視点から模索してきた。

総じて、各取組で目覚ましい成果が上がっているとは言えないものの、栽培方法、販売方法等で付加価値を高めて売るといった新たな視点の取組が開始したことそのものが一定の成果であったと言える。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
高品質農産物の生産	○三条版高品質農産物生産基準策定に向けた検討会	○良質で安全な有機堆肥を製造する完熟堆肥化センターの運転開始(H24.3配布開始)後、試験的使用の状況を見て基準検討に入ることとし、一時検討を中断した。
	○良質堆肥の開発・利用の検討	○完熟堆肥化センターにおいて、学校給食残渣を活用し製造した堆肥を市内の希望農家(25件)において試験的に使用した。(※現在、各種農作物栽培に活用中)
	○GAP(※1)事例視察説明会	○研修会や栽培管理指導会を開催してきたが、未だGAPの認定を受けた農家はない。
	○高品質農産物の糖度、硝酸等の調査	○市内で一般的に食味が高いとされている農産物(枝豆)を生産している農家で調査を実施したが(糖度8.6%、硝酸0mg、ビタミンC 33mg)、調査結果の指標化には至っていない。
	○ナノミストによる果実鮮度保持の研究	○出荷時期を遅らせることで付加価値を創出するため、鮮度の長期保持を可能とするナノミスト発生装置(※2)により試験的に果物(ルレクチェとシャインマスカット)の保存実験を行ったが、一部で品質確保が困難な例があり、商業ベースに乗せるには至っていない。また、首都圏での物産市では好評を得たが、販路を構築するためには生産から流通へ乗せる体制などを検討する必要がある。 【実施品目】 H20:なし → H23:2品目
新たな農産加工商品の開発	○三条産農産物を活用した加工品の開発	○生産者、飲食店、小売店等の連携により、下田産サツマイモを使ったオリジナルコロケ「紅コロ」の商品開発を行ったほか、下田商工会を中心に生産者、加工業者等が連携し、下田産こくわ(さるなし)を原料としたこくわ中濃ソースとレトルトカレーの商品開発を行い、市内店舗での販売に至っている。 ○栄産大豆を使った納豆、三条産ショウガを使ったショウガ粉末などの商品開発も進めてきたが、いずれも特産品化には至っていない。 【新商品開発数】 H20:なし → H23:5品目

※1 「GAP」:農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)の略で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※2 「ナノミスト発生装置」:作物等の保存効果があると言われている、超微細な水の粒(約10～50ナノメートル(約10～2万分の1ミリメートル))を作る水破碎の装置

(2) 販路開拓

学校給食米ブランド販路開拓事業など、着実に成果を上げている取組もあるが、三条産農産物及びそれを使った加工品の様々な物産展等への出展や、視察、情報収集など、その他の取組は総じて取組後の具体的な販路開拓のアクションにつなげていない。

農業者、農業関係団体、流通業者、行政等が連携し、こうした取組を新たな販路として具体的に、かつ、多岐に渡って構築していかなければならない。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
多様な販売チャンネルの獲得	○インターネット等を活用した多様な販売ルートの構築	○既に先進的な取組農家では確立している販売ルートであるが、底辺拡大を目的に、ホームページ等作成指導講座(1研修5回、20名参加)を開催した。
	○ホテル旅館業組合と農業担い手協議会の連携による地元農産物PR	○新潟国体の開催に併せ、選手の宿泊旅館等における夕食や選手等の弁当へ三条産農産物を活用したほか、国体競技会場においても販売ブースを設け農業者による農産物の試食販売を行った。
国内外の物産展参加による販路開拓	○「新潟フェアin香港」(物産展)	○中国市場への入口ともなる香港のシティスーパーで開催された「新潟フェアin香港」において三条産農産物の販売促進活動を実施したほか、日本産農産物へのニーズなどの市場の動向、流通市場における販売品目・価格などの状況、香港販路の開拓の可能性、課題の把握などの情報収集を実施した。
	○「スーパーマーケット・トレードショー」への参加	○食品スーパーマーケットなどの食品流通業界に最新情報を発信するプロ向け専門展に、ナノミスト発生装置により出荷時期を調整することで差別化を図った果物(ルレクチエ、シャインマスカット)を出展した。
	○荒川区・調布市・横浜市交流活動事業	○荒川区及び調布市並びに横浜市の学校給食への三条産米の採用を進めたほか、児童、保護者、教員を本市に招いた稲刈農業体験や市内農業者が相手自治体へ出向いての出前授業などの交流事業を実施した。(化学合成資材3割低減栽培の高品質米を納入) 【販売数量等】 H20:なし → H23:5校4,825kg
	○「中国向け新潟米輸出促進協議会」への参加 ・中国流通関係者招へい事業 ・中国内ホテル・レストラン等流通関係者招へい事業 ・食材提案会・試食宣伝会事業	○新潟県、新潟市、上越市、三条市、新潟県農業協同組合中央会及び全国農業協同組合連合会新潟県本部により「中国向け新潟米輸出促進協議会」を構成し、中国における新潟県産米や加工食品の提案、安全で安心な生産体制のPR等を行った。 品質が高く、安全で安心な県産米への理解を深めてもらうことができ、中国の富裕層向け販路の可能性を確認した。(東日本大震災発生により輸入停止状態)

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
	○ロシアバイヤー招へい事業	○新潟県及び日本貿易振興機構新潟貿易センターが主催するモスクワ・サンクトペテルブルグの流通関係者の新潟県招へい事業に参画し、新潟県の食品、農産物の提案や安全で安心な生産・販売体制のPRを行った。品質が高く、安全で安心な県農産品への理解を深めることができた一方、輸送距離によるコスト高の課題が確認された。
	○農水産物・食品輸出促進セミナー	○新潟県及び日本貿易振興機構新潟貿易センターが主催する農水産物・食品輸出促進セミナーに参画し、ロシアの日本食市場の状況やモスクワでの日本食品販売の取組と今後の展開などについて受講した。
	○「三条PR事業実行委員会」 ○三条の魅力を全国へ届ける事業	○三条産品の販路開拓と交流人口の拡大を図るため、各種イベントを活用し、農・商・工の各産業にわたる本市の魅力ある産品、観光資源、文化などの情報を発信した。 【実施状況】「国際ご当地グランプリin月岡温泉」「JOIN移住・交流イベント2011」「箕面市農業祭」 コメリ枚方店への出店、「がばい武雄の物産まつり」「ネスパス越後三条食と技展」「ふるさとの食につぼんの食全国フェスティバル」「南相馬復興祭「愛愛ふれあいフェスタ」「JR大宮観光キャラバン」 など
	○地域産品販路開拓・ブランド発信事業	○三条産品の販路開拓と交流人口の拡大を図るため、三条市物産展を東京都豊島区及び大阪府箕面市並びに東京都渋谷区「表参道・新潟館ネスパス」において開催し、三条産品の展示即売、PR等を行った。
異業種間の連携 (流通・外食・加工等の異業種との連携)	○三条産農産物を活用した加工品の開発 【再掲】	○生産者、飲食店、小売店等の連携により、下田産サツマイモを使ったオリジナルコロッケ「紅コロ」の商品開発を行ったほか、下田商工会を中心に生産者、加工業者等が連携し、下田産こくわ(さるなし)を原料としたこくわ中濃ソースとレトルトカレーの商品開発を行い、市内店舗での販売に至っている。 ○栄産大豆を使った納豆、三条産ショウガを使ったショウガ粉末などの商品開発も進めてきたが、いずれも特産品化には至っていない。 【新商品開発数】 H20:なし → H23:5品目

(3) 人材育成

人材育成は、個々の農業者の資質向上や、一般市民の農業への関心を高めることなど、6つの取組のうち最も成果が見えにくい取組であるが、インターネットなどを活用し農業者が独自に販売ルートを探る姿や、有機栽培等、栽培の手法の工夫などの質にこだわった農作物の生産に取り組む姿などを見れば、農業を経営として取り組む人材は着実に広がりつつあると言える。

しかし、あくまでも一部の農業者に留まっていることに加え、広く言われ続けている農業の担い手不足、高齢化などの課題へ対応していくためにも、新規就農の働き掛けややる気のある人材に更に支援を進めていくことなど、引き続き、人材育成の取組に注力していく必要がある。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
優れた農業経営者の育成	○優れた農業経営者育成事業(認定農業者(※3)確保事業)	○農業者の資質向上のため、パソコン簿記講座や農業経営診断、直売の方法やホームページ作成の講座等を行った。農業経営改善に向けた取組が一部地域で見られるようになったものの、一層の継続した取組が必要である。 【認定農業者数】 H20:487人 → H23:480人 【農地利用集積面積】 H20:2,961ha → H23:3,034ha
多様な担い手の育成	○特定農地貸付け法によるしみん農園事業の支援	○主に都市部住民が農業に対する理解を深めるため毎年20区画以上が作付け利用され、現在はこれまで取組を進めてきた農業者が独自に取組を継続している。 【参加者数等】 H20:27人・29区画 → H23:20人・22区画
	○「みんなで農業体験講座」	○遊休農地等の解消と団塊世代の定年後の生きがいづくりのため、一般市民の農業体験活動を進める取組として開始した。毎年25人以上の参加があり、3年を経過した現在では、そのほとんどが個々に農地を借り受け、取組を継続している。 【参加者数等】 H20:なし → H23:28人・28区画

※3 「認定農業者」: 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者

(4) 地産地消

学校給食において提供可能なほぼ全ての品目に渡り三条産農産物を活用できるまでとなっているほか、生産者の顔が見え安全で安心な農産物が購入できる直売所やしみん朝市での出店者の着実な増加、さらには、三条まんま塾との連携し進めてきた三条マルシェの「地産地消フェア」や「スイーツフェア」の取組の定着など、地産地消の考え方は市民の間で浸透しつつある。

地産地消の取組は、総じて、これまで潜在していた農業者の動きや消費者の思いを顕在化させ、着実に推進されてきた。

しかし、市民の多くが利用するスーパー等には、まだ三条産農産物の流通が少ないほか、他産地との差別化がないなどの課題がある。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
地元農産物の消費拡大と市内食料需給率の向上	○給食における三条産品利用促進の取組	○生産者・関係団体等と連携し必要数量の調整、利用拡大の啓発を図るなど、米を始めとした地元農産物の学校給食への利用拡大を進めた。 【市内で生産可能農産物の使用割合(カロリーベース)】 H20:82% → H23:90% 【学校給食での三条産品使用品目数】 H20:31品目 → H23:37品目
	○市内農産物直売所の運営支援	○地産地消の担い手の一つである直売所を運営面からサポートするため、情報交換会を開催し、各直売所の現状や課題解決方策などを共有するとともに、直売所マップの作成や直売所巡回ツアーなどを実施した。 【直売所等数】 H20:34店舗 → H23:40店舗
	○「ただ郷交流拠点検討委員会」での検討	○平成24年秋の施設建設着手に向け、交流拠点施設の在り方について、検討委員会を組織した。委員会内には「レストラン検討部会」「直売所検討部会」「加工所検討部会」を設置し、直売所検討部会においては交流拠点施設の直売所機能の在り方を、加工所検討部会においては地元農産物を使用した農産加工品を検討した。
	○「ただうんめもんフェア」の開催	○ただ郷交流拠点検討委員会が主催するただ郷うきうきフェスタで農産物直売を行った。 【出店者数(会員数)】 H20:なし → H21:21人 → H23:64人 【売上金額】 H20:なし → H21:155万円 → H23:1,233万円
	○「ただ郷道の駅直売推進協議会」の立上げ	○道の駅の活性化、地元農産物の売出しなどを効果的に推進していくため、ただ郷交流拠点検討委員会の直売所検討部会を基本に、直売所開設後の運営に係る実働主体として協議会を立ち上げた。
	○「しみん朝市」の支援	○市民への新鮮で安全な食材の安定供給と、地域農業の活性化、食を通じた健康づくりを進めるため、「しみん市仲間の会」における相互の交流、親睦、情報交換等について支援した。 【しみん朝市の会員数(出店数)】 H20:26人 → H21:27人 → H22:26人 → H23:29人
消費者の購買意欲を高める新たな地域特産品目の調査・研究	○三条産農産物を活用した加工品の開発【再掲】	○生産者、飲食店、小売店等の連携により、下田産サツマイモを使ったオリジナルコロック「紅コロ」の商品開発を行ったほか、下田商工会を中心に生産者、加工業者等が連携し、下田産こくわ(さるなし)を原料としたこくわ中濃ソースとレトルトカレーの商品開発を行い、市内店舗での販売に至っている。 ○栄産大豆を使った納豆、三条産ショウガを使ったショウガ粉末などの商品開発も進めてきたが、いずれも特産品化には至っていない。 【新商品開発数】H20:なし → H23:5品目

(5) 食育の推進

三条市食育推進計画では、「食べる力」を育てることを目指し、食に関係する個人や団体等が一体となって食育を推進してきた。特に、「朝食習慣の定着」、「米を主食とした日本食の実践」、「毎日の食事に地元産の食材を取り入れた地産地消の推進」を目標に掲げて取り組み、小中学校や保育所(園)での計画的な食育活動の全市拡大や地産地消による完全米飯給食の実施、「子供が作る弁当の日」の事業化を進めたほか、「三条まんま塾(食と農の連携協議会)」の設立とその具体的活動なども進められた。

結果として、小学生の肥満減少、給食残食率の減少、健全な食事を実践する市民の増加、学校給食における地元農産物の使用率の増加などの具体的改善効果があり、市民の「食べる力」が着実に育ってきている。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
食育推進体制の強化と食育に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所食育推進事業 ○学校食育推進事業 ○地域食育推進事業 ○食育意識啓発事業 ○地区組織活動の支援 	<p>○各年齢に応じた食育推進事業を計画的に実施した。</p> <p>小中学生の貧血検査においては、小学5年生から中学1年生にかけて年齢とともに貧血が増加することが通例であるが、平成23年度においては中学1年生になっても増加が見られなかった。</p> <p>【小中学生の肥満者の減少】小学生(H20: 8.6%→H23: 7.1%)、中学生(H20:10.1%→H23: 8.2%)</p> <p>【貧血児童の増加抑制】H19(小5)26.8%→H21(中1)32.0%、H20(小5)28.1%→H22(中1)39.0% H21(小5)26.4%→H23(中1)27.0%</p> <p>【主食、主菜、副菜をそろえて食事している者の増加】5歳児(H21:29.3%→H23:32.4%)、小学生(H21:38.5%→H23:46.5%)、中学生(H21:40.2%→H23:45.1%)</p> <p>【小中学生の血液検査結果等における要指導者の減少】小学生(H20:43.0%→H23:37.8%)、中学生(H20:42.0%→H23:39.6%)</p> <p>【朝食で主食にごはんを食べる者の増加】小学生(H20:60.5%→H23:66.1%)、中学生(H20:55.7%→H23:58.9%)、妊婦(H20:50.5%→H23:56.5%)</p>
小中学生の農業理解の促進と農業者による食農教育への支援(次世代農業教育)	○次世代農業教育事業(学校教育田維持管理事業)	<p>○いずれの学校においても、子供たちが自ら収穫体験等を実施することで食に対する感謝の気持ちや農業に対する理解が深まり、所期の目標を越える成果が得られている。</p> <p>また、農業者においては、実施時期が農繁期であるにもかかわらず深く取組趣旨を理解され、農業という切り口から地域で子供たちを育てる環境の形成に大きく貢献した。</p> <p>【取組校】 H20:22校 → H23:22校</p>
地場農産物を活用した日本食の推進	○「三条の食べ物について語る会～農文化の伝承～」の開催	○農村地域生活アドバイザー(※4)と消費者とが地場の野菜を使った伝統料理の調理実習等を行い、地場野菜の消費促進のための啓発と、食を通じ一般市民と農業者との交流が図られた。

※4 「農村地域生活アドバイザー」:農村地域において、自ら農業経営に取り組むとともに、農村女性の経営参画、社会参画、担い手の育成等に意欲を持って貢献できる女性を新潟県が認定する。アドバイザーの多様な活動により、農村女性の経営参画や農村地域の活性化を図る。

(6) 環境保全

子供たちが肌で農業環境に触れることのできる「田んぼの生き物調査」が実施できるなど、使用する化学肥料・農薬等の減少に努め環境の保全や農産物の質の向上に配慮する農業が確実に定着、拡大しつつある。

今後は、農業だけによる環境保全に留まることなく、バイオマス資源の利活用等、これまでも増して取組を広げていくことで、更に良好な農業環境の形成と安全・安心な農作物の生産に努めていく必要がある。

《個別の取組成果等》

目的	具体的取組	成果等
環境保全型農業の実践(エコファーマー制度※5)を推進し、環境に配慮した営農活動に取り組む農業者の育成)	○環境保全型農業	○米の有機栽培は普及に伸び悩んでいるが、化学肥料等5割以上低減栽培がわずかではあるが増加しつつあること、また、コシヒカリにおいては化学肥料等3割以上低減栽培が確実に定着したことなど、環境保全型農業は、着実に推進された。 【化学合成資材5割低減栽培】 H20:380ha → H23: 507ha 【有機栽培】 H20:29ha → H23:30ha 【エコファーマー認定者数】 H20:126人 → H23:170人
	○田んぼの生き物調査	○農地・水環境保全向上対策事業等により、市内各所で取組が行われた。 【指導者数】 H20:6人 → H23:13人 【参加者数】 H20:250人 → H23:221人
バイオマス資源(※6)の利活用(資源循環型社会の形成)	○バイオマス利活用推進協議会事業	○バイオマス資源については、給食残渣の活用から開始した。しかし、未だ堆肥材料としては増加を見込めない状況にある。今後は、その他の食物残渣の堆肥化を含めて更に循環型社会の形成に向け取組を推進していく必要がある。 【緑のリサイクルセンター稼働率】 H20:61% → H23:90% 【学校給食残渣堆肥化率】 H20:100% → H23:100%

※5 「エコファーマー制度」:「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行いことを内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を知事に提出し、当該導入計画が適当である旨認定を受けた農業者の通称。

※6 「バイオマス資源」:再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物(エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物)がある。廃棄物系バイオマスは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等があげられ、未利用バイオマスには、稲わら・麦わら・もみ殻等が、資源作物には、さとうきびやトウモロコシなどがあげられる。

2 農業活性化プラン後の三条市の農業の現状等

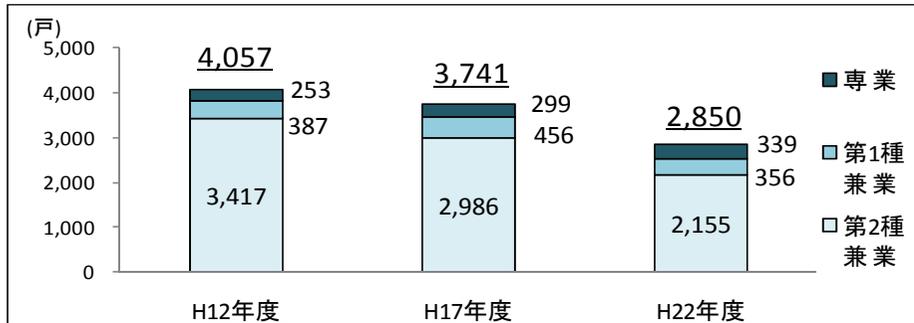
(1) 三条市の農業者の現状(農家戸数等の状況)

総じて農家数は減少し特に第2種兼業農家の減少が著しい一方で、専業農家は増加している。

栄地域及び下田地域では、法人化経営、集落営農が進んでいるが、三条地域では、ほとんどが個人経営となっている。

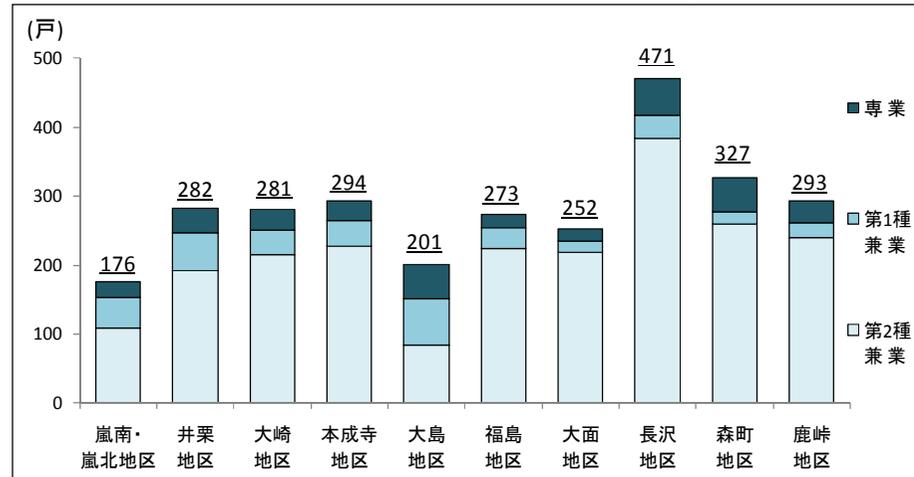
● 専業・兼業別農家戸数の推移

(資料:農林業センサス)



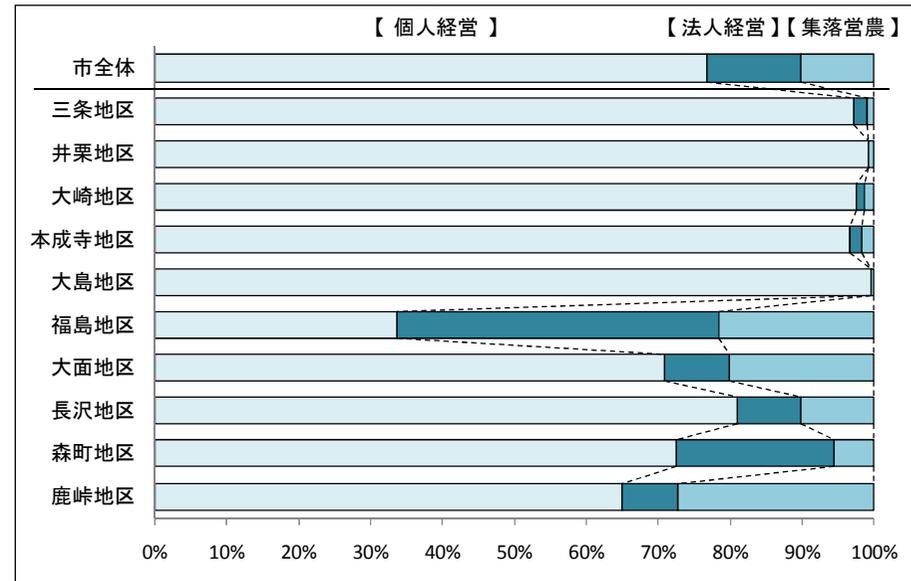
● 地域別農家数の状況

(資料:農林業センサス)



● 経営形態別農家戸数の割合(平成24年度)

(資料:H24.8実施「人・農地プランアンケート」)



⇒ 10年間で農家戸数は、約30%の減少
 ⇒ 専業農家戸数は、30%強の増加

着実に増加している専業農家について引き続きその経営基盤の強化を支援・促進し担い手の確保・育成を図っていくことと併せ、効率的な農業経営のため法人化や集落営農も促進していく必要がある。

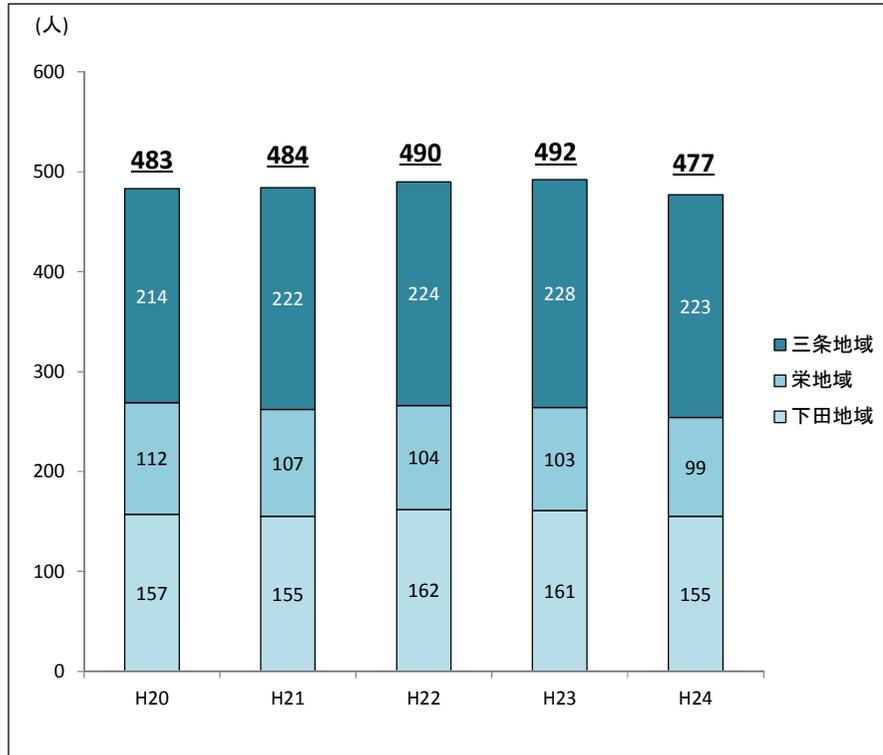
(1) 三条市の農業者の現状(担い手等)

《認定農業者数の推移》

認定農業者の認定数は、ほぼ横ばいの状況となっている。

●地域別認定農業者数の推移

(各年度3月1日現在)



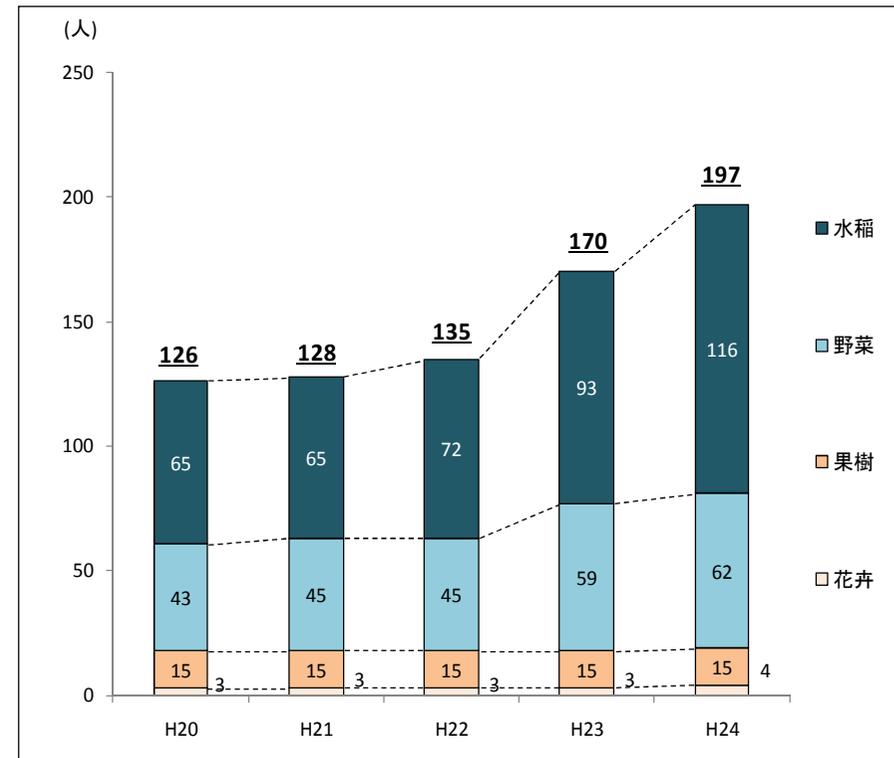
※「認定農業者」: 農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指し作成する「農業経営改善計画(5年後の経営目標)」の市町村認定を受けた農業者。低利融資制度、税政特例、農地利用集積の支援などが重点的に措置される。

《エコファーマー数の推移》

果樹、花卉のエコファーマーは少数で横ばいであるが、水稻、野菜にあつては着実に増加傾向にある。

●栽培種別エコファーマー数の推移

(各年度3月1日現在)



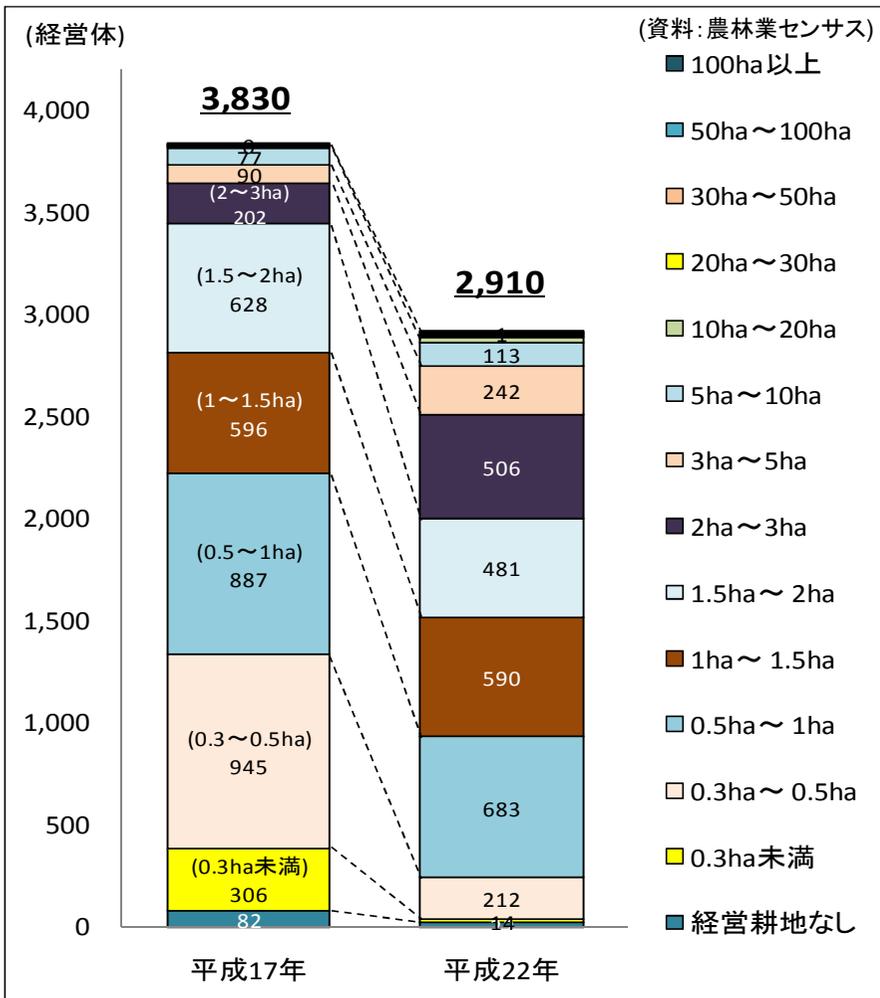
※「エコファーマー」: 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行うことを内容とする「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の知事認定を受けた農業者。

農家数全体としては減少しているが、エコファーマーなどのより専門的に農業に取り組む農業者は増加傾向にあり、こうした担い手を更に育成・支援していく必要がある。

(1) 三条市の農業者の現状(経営規模)

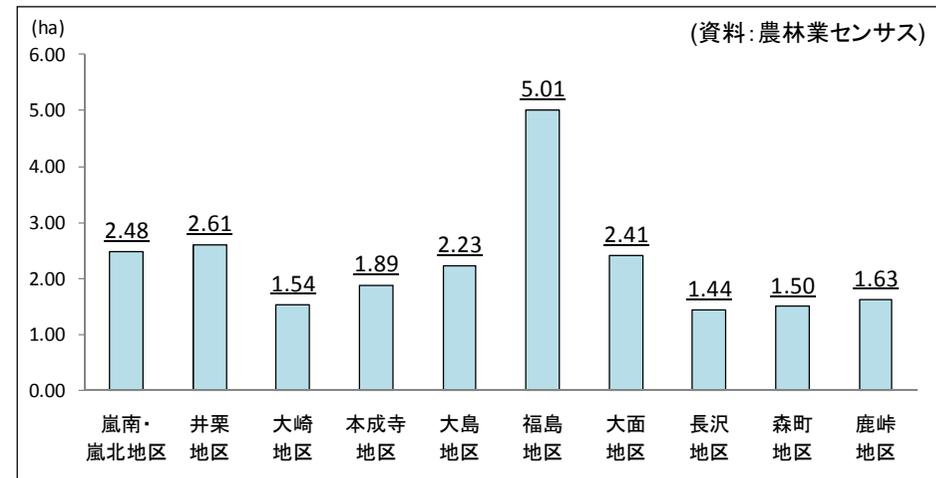
《経営体規模別数の推移》

○経営体数の減少とともに、法人等への農地集積が進んでいる。
○0.5ha未満の規模の経営体は激減している一方で、2haから3haの経営体が2.5倍に増加した。



《地区別1経営体当たり経営耕地面積》

圃場整備等により法人化が進んだ福島地区においては、経営面積20haを超える経営体が10数件存在するなど、1経営体が担う平均経営耕地面積も大きくなっている。



経営耕地面積の三条市全体平均: 2.20 ha

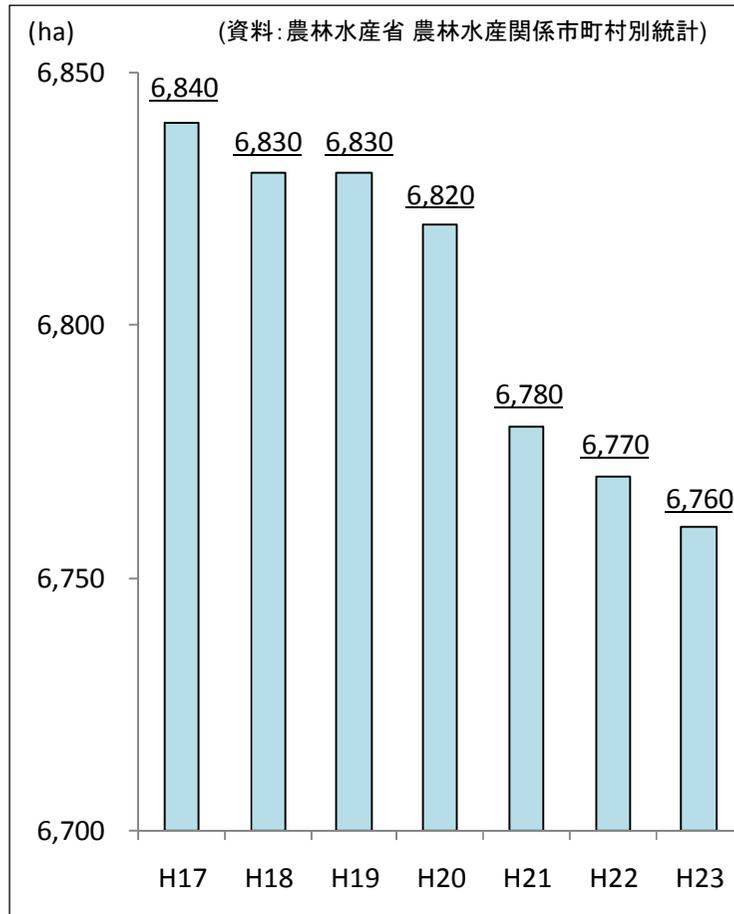
農業経営規模は、栄・福島地区を中心に大規模化、法人化が進み、経営が0.5ヘクタール未満の農地は、より大規模な経営の農業者へ集約されつつある。
大規模化、効率化は、農業の経営安定化のための重要な要素であることから、地域の将来農業を地域で考える「人・農地プラン」の取組を推進するなど、引き続き、効率的な農業経営基盤の形成を促進していく必要がある。

(2) 三条市の農地の現状(耕地と耕作放棄地)

《耕地面積等の推移》

耕地面積が年々減少していることに加え、耕作放棄地が増加している。特に、下田地域において多くの放棄地が生じている。

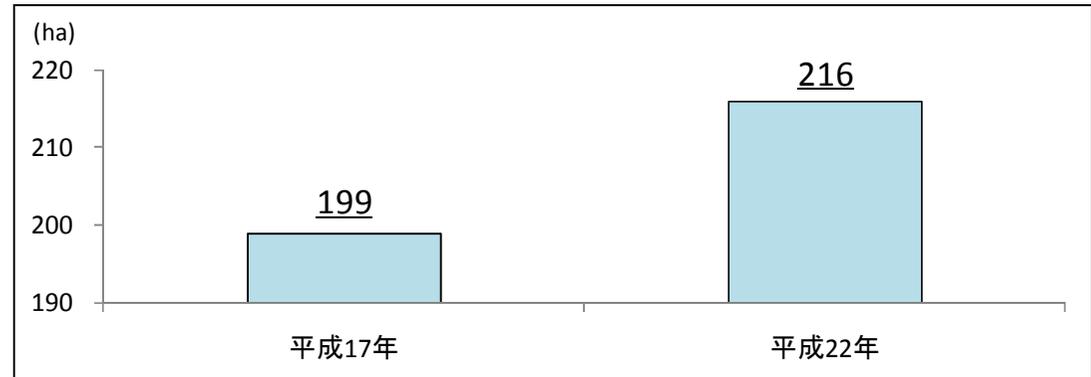
●耕地面積の推移



※平成20年度から平成21年度に掛けての減少は、耕作放棄地の全件精査実施によるもの

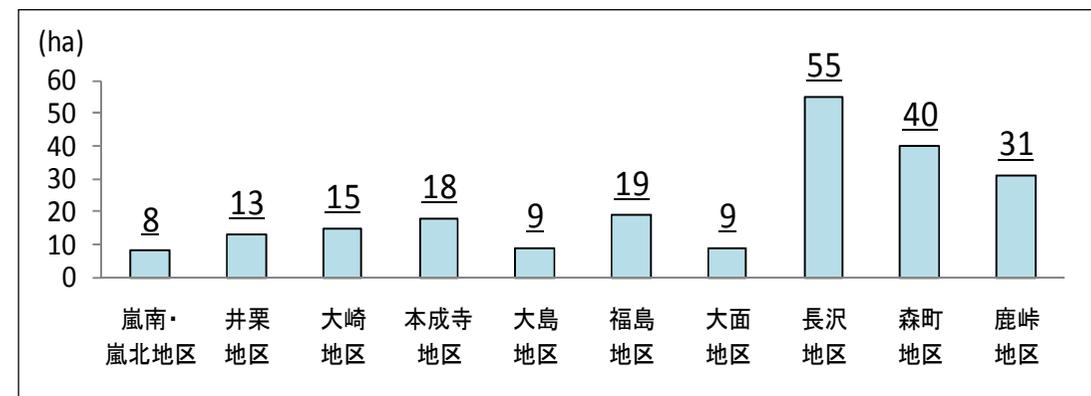
●耕作放棄地の推移

(平成22年度 農林業センサス)



●地区別の耕作放棄地発生状況(平成22年度)

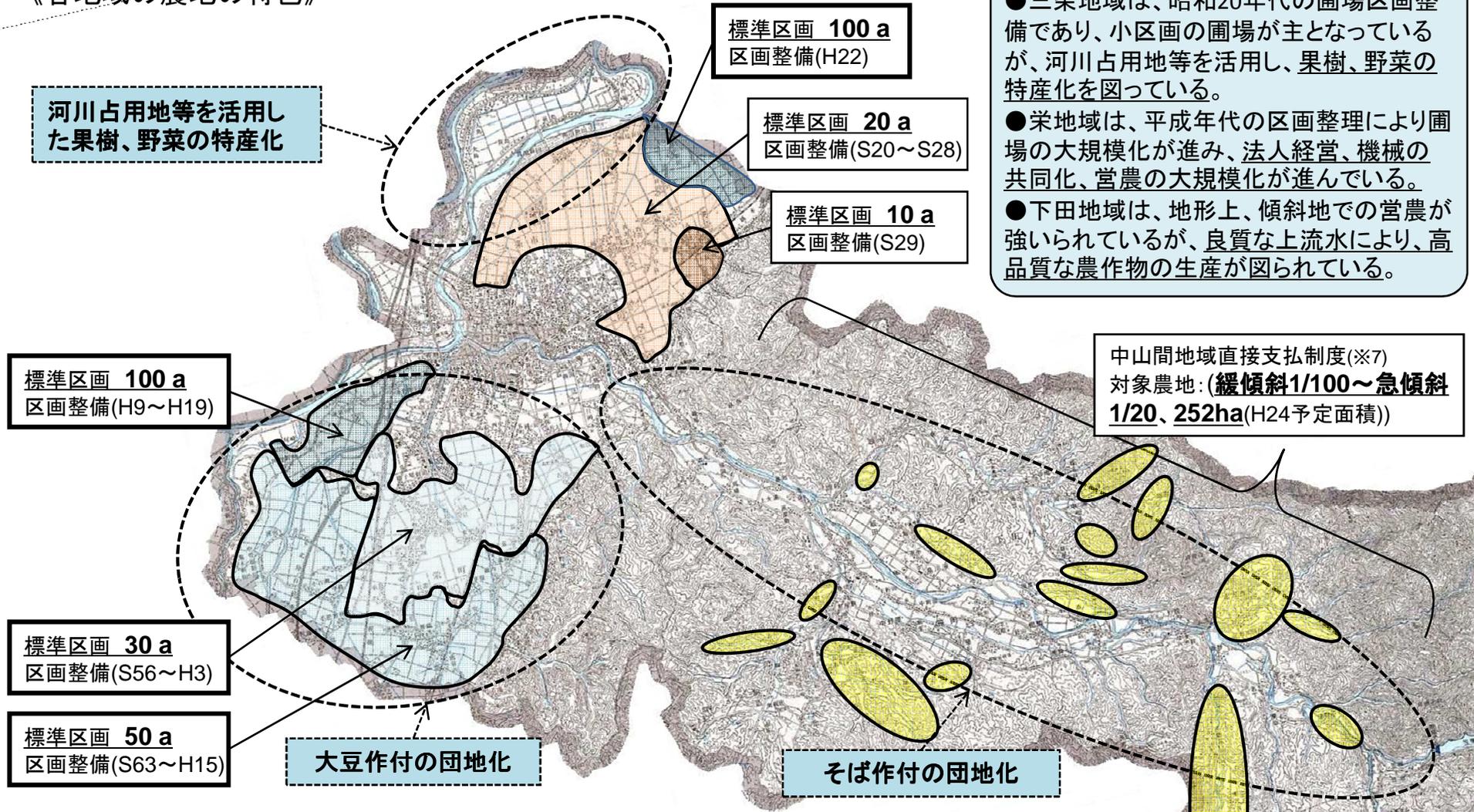
(平成22年度 農林業センサス)



高齢化が進む下田地域を中心として耕作放棄地が生じているとおり、農業者の担い手不足は、農業の経営資源である経営耕地の縮小に至っている。担い手の確保・育成は、急務な課題となっている。

(2) 三条市の農地の現状(各地域の特色)

《各地域の農地の特色》



合併後の三条市においては、三条地域、栄地域、下田地域においてそれぞれ特色のある営農が行われている。培われた強みをより引き出し、その特色に応じた農業経営の強化を図っていく必要がある。

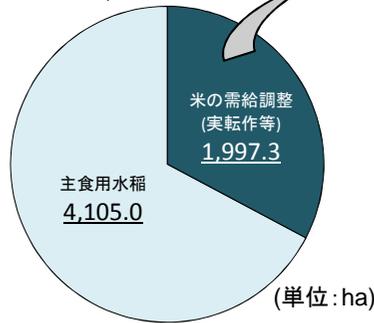
※7 「中山間地域直接支払制度」:中山間地域等で、農業生産の維持を図り、農地の多面的機能を確保する観点から、農業生産活動に対して10a当たり交付単価に基づき、一定の助成を行う制度

(3) 三条市の農産物の現状(生産の概況)

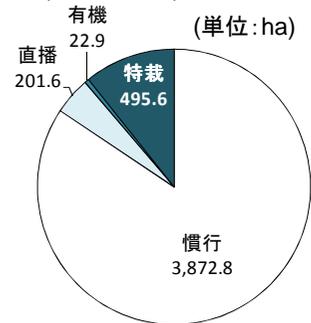
○水田面積6,102.3haに対し、概ね1/3が主食用米需給調整のための水田利活用作物の作付となっている。
 ○安全、安心な農作物を生産する農業者は増加しつつあるものの(前述)、有機栽培米や特別栽培米(※8)の作付は、全体の1割強にとどまっている。
 ○米、下田地域は、これまでの国制度の後押し等により経営体制の集団化とそれによる大豆、そばの団地化が進み、より転作作物に注力してきたが、三条地域では、特別栽培米作付による減収補正を活用するなどし、より多くの米を生産する水稻栽培を実施している。

《水田作付の状況(平成23年度)》

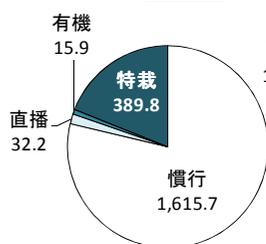
●主食用水稲と転作等の状況
(平成23年度)



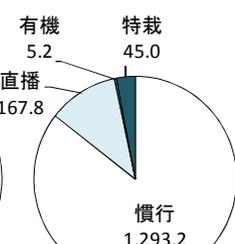
●水稻栽培の状況
(平成23年度)



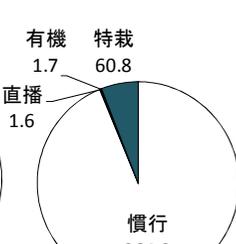
市全体



三条地域



栄地域



下田地域

《米の需給調整のための作付状況(平成23年度)》

●生産調整作物別実施状況(平成23年度)

(単位: ha, (%))

作物等区分	三条地域	栄地域	下田地域	計
作物作付分	618.0 (73.1)	548.3 (85.4)	243.2 (47.7)	1,409.5 (70.6)
一般作物	59.7 (7.1)	248.3 (38.7)	105.5 (20.8)	413.5 (20.7)
大豆	15.5 (1.8)	245.5 (38.2)	9.5 (1.9)	270.4 (13.5)
そば	1.2 (0.2)	0.9 (0.1)	86.2 (16.9)	88.4 (4.4)
飼料作物	6.2 (0.7)	—	4.0 (0.8)	10.2 (0.5)
青刈稲	16.3 (1.9)	1.1 (0.2)	0.9 (0.2)	18.3 (0.9)
その他	20.4 (2.5)	0.9 (0.2)	5.0 (1.0)	26.2 (1.3)
地力増進作物(アカコラーパー)	0.0 (0.0)	12.0 (1.9)	—	12.0 (0.6)
景観形成作物(ひまわり等)	0.2 (0.0)	—	0.5 (0.1)	0.7 (0.0)
永年性作物(果樹)	50.4 (5.9)	0.9 (0.1)	3.7 (0.7)	55.0 (2.8)
特例作物(野菜)	109.0 (12.9)	54.8 (8.5)	63.4 (12.4)	227.2 (11.4)
新規需要米	30.6 (3.6)	107.9 (16.8)	22.0 (4.3)	160.4 (8.0)
ハイエタノール燃料用米	4.8 (0.6)	32.4 (5.0)	—	37.2 (1.9)
稲発酵粗飼料用米	—	—	5.7 (1.1)	5.7 (0.3)
米粉用米	7.8 (0.9)	9.3 (1.4)	4.1 (0.8)	21.2 (1.1)
飼料用米	17.8 (2.1)	66.2 (10.4)	12.2 (2.4)	96.2 (4.8)
その他	0.1 (0.0)	—	—	0.1 (0.0)
加工用米	101.8 (12.1)	43.4 (6.8)	15.8 (3.1)	161.1 (8.1)
備蓄米	266.4 (31.5)	80.9 (12.6)	32.2 (6.3)	379.5 (19.0)
自己保安全管理、調整水田等作物不作付分	226.9 (26.9)	94.1 (14.6)	266.8 (52.3)	587.8 (29.4)
計	844.9 (100.0)	642.4 (100.0)	510.0 (100.0)	1,997.3 (100.0)

品質の高い、より売れる米の生産を目指していくことはもちろん、地域の食料自給率向上のためにも、農業者戸別所得補償制度(※9)の活用などにより、引き続き、転作作物による水田利活用を進めていく必要がある。

※8 「特別栽培(農産物)」: 農林水産省の「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により、無農薬(減農薬)、無化学肥料(減化学肥料)により生産した農産物

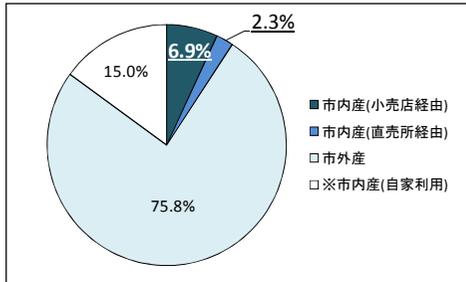
※9 「農業者戸別所得補償制度」: 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業者の経営安定と国内生産力の確保を図るとともに、食糧自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指して創設された制度。

(3) 三条市の農産物の現状(流通等の現況(野菜等))

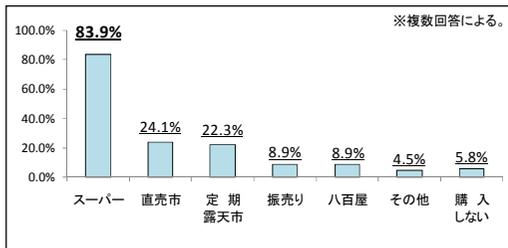
- 消費者の野菜等購入先のほとんどはスーパーであり、市内消費量の多くは市外市場に頼っている。
- 流通に乗らず、自家消費もされない規格外農産物が大量に生じている。

※本ページの数値は、H23.7実施「地産地消アンケート(農林課)」による。

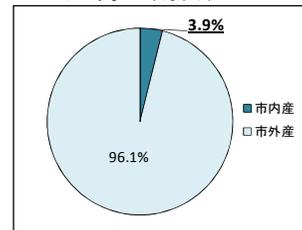
●市内消費者に渡る三条産野菜等の割合



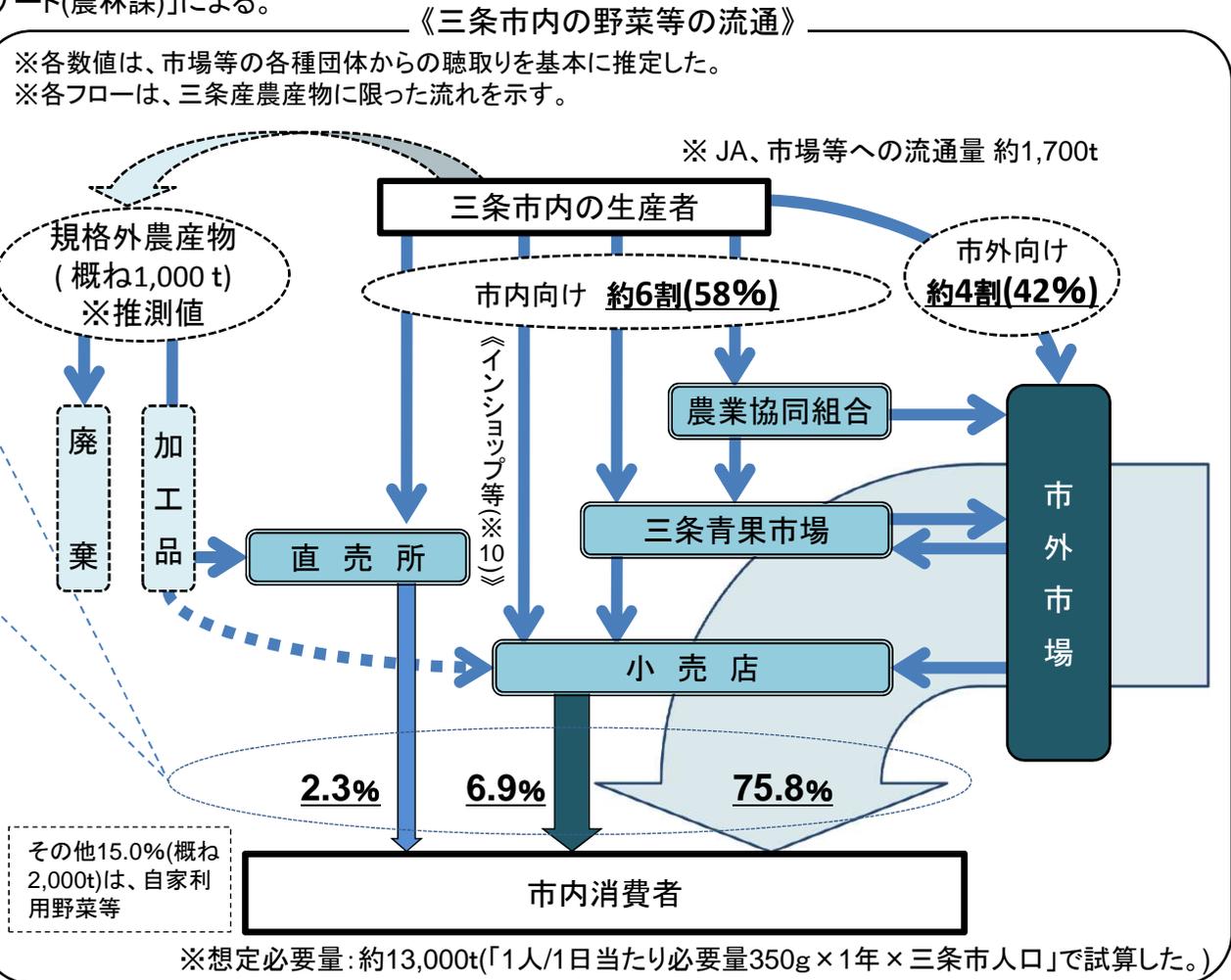
●市内消費者の野菜等購入先



〈参考: 三条青果市場における三条産野菜等の入荷の割合〉



※ただし、県央地域を中心とした三条青果市場全入荷量に対する三条産農産物の入荷を示す。



引き続き、「ポナペティシール」の取組を推進していくとともに、規格外の理由により廃棄等に回っている農産物について市内農産物価格の動向へ配慮しつつ他産地からの流入量を調整しその活用を積極的に考えていくなど、地産地消をより一層浸透させていく必要がある。

※10 「インショップ」: ショッピングセンターなどの大型店の売場に小規模の独立した店舗形態の売場を設置すること。食品スーパー内などに個人農業者等が農作物の販売を出店すること。

(4) 市内農業者の経営の現状

《主な作物の売上額と労働時間(平均値)》

(資料:H24.9実施「三条市農業者経営状況調査」による。)

○水稲は、多くの収入は望めなくとも農業従事時間が少なくて済む。(⇒ 兼業農家が多数を占め、水稲中心の営農環境)

●主な農産物の平均的な作付面積と売上額

区分	水稲	大豆	そば	野菜	果樹
平均作付面積(ha)	1.99	0.53	0.72	0.67	0.96
平均売上額(円/年)	2,081,480	108,018	125,438	2,361,729	5,891,990
10a当たり売上額(円/10a/年)	104,597	27,928	17,422	352,497	613,749

※各作物とも、取り組んでいる農家のみを集計とし算出した。

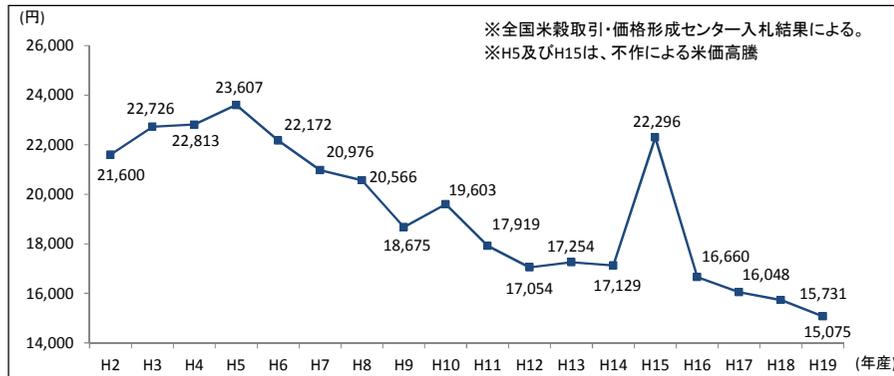
●作物別平均従事時間

区分	水稲	野菜	果樹
平均従事時間(時間/年)	463.7	687.4	1,877.8
10a当たりの従事時間(時間/10a/年)	23.3	102.6	195.6

〈参考:米価の下落と国による農家への所得補償〉

○全銘柄年産別平均価格の推移

(資料:農林水産省)



○農業者戸別所得補償制度による主な助成(H23三条市実績)

(10a当たりの交付額)

区分	交付金額(円/10a)	交付対象者数(人)	10a当たりの交付額		
			三条地域	栄地域	下田地域
米の所得補償交付金	15,000	2,745	1,213	489	1,043
水田活用の所得補償交付金					
大豆	35,000	143	60	20	63
そば	35,000	202	5	1	196
飼料作物	35,000	5	1	0	4
新規需要米(米粉用米、飼料用米等)	80,000	203	46	112	45
加工用米	20,000	799	436	263	100

※その他、畑作物所得補償交付金、産地資金等により、大豆、そばの団地化・集積化などに一定額を加算助成

野菜、果樹等はもちろんであるが、特に水稲について、販路・販売方法の拡大や、農産物そのものの品質向上による単価の向上などを検討し、具体的売上げ向上の取組を推進していく必要がある。

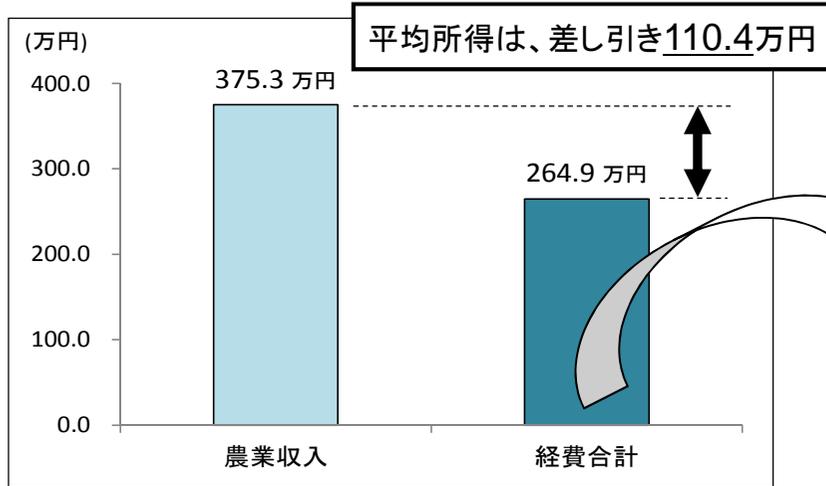
《三条市の標準的農業形態の在り様》

(資料: H24.9実施「三条市農業者経営状況調査」による)

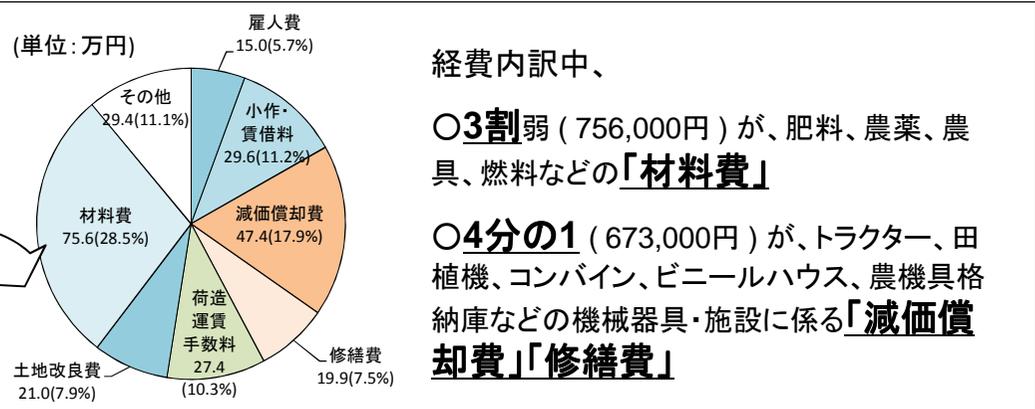
アンケートにより得た「農業収入」及び「必要経費」についてそれぞれ平均値を算出し、「三条市の標準的な農業形態」として表した。
(ただし、各農家の水田、畑作等の作付状況は様々であるため、作物の区分にかかわらず、農業に係る総収入及び総経費として算出した。)

● 農業収支の状況 (平均値)

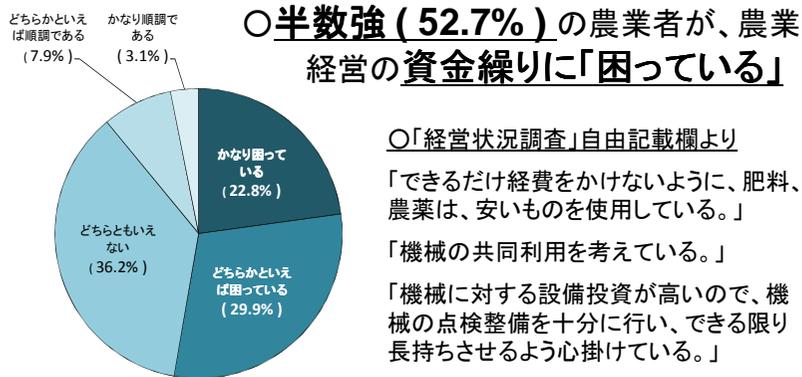
※ ただし、水稲、野菜、果樹等を問わない、農家全体の平均値



● 農業経費の内訳

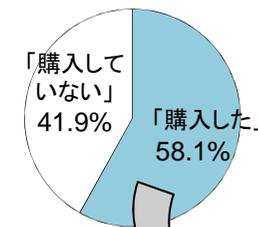


● 農業経営の資金繰りに対する意識

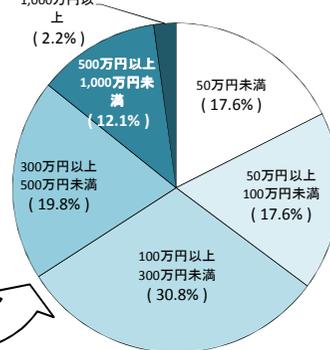


〈参考: 農業機械 (器具) 購入状況〉

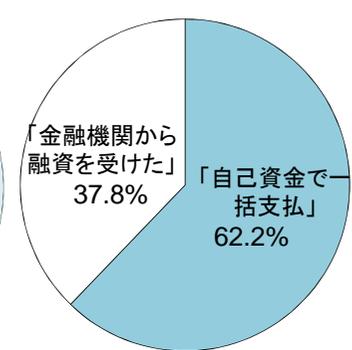
○過去5年間における機械・器具の購入状況



○購入金額



○支払方法



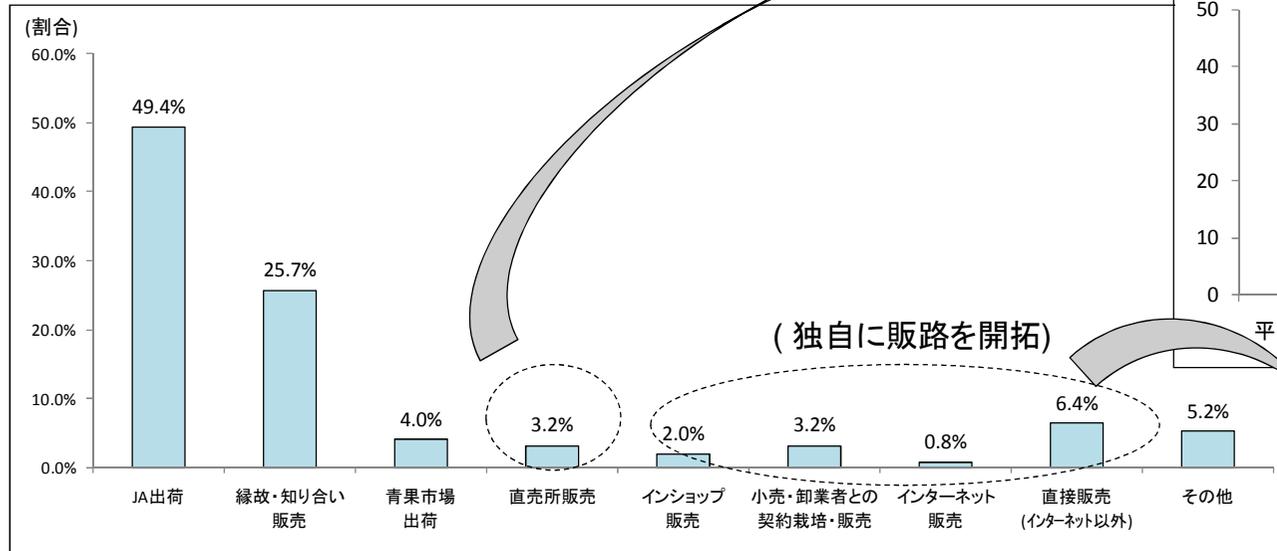
所得向上の方策を具体的に展開していくことと併せ、経費節減のノウハウを農業者間で共有するなど、農業の一層の効率化を図っていく必要がある。

《農業所得向上の意識と農産物販売先の現状》

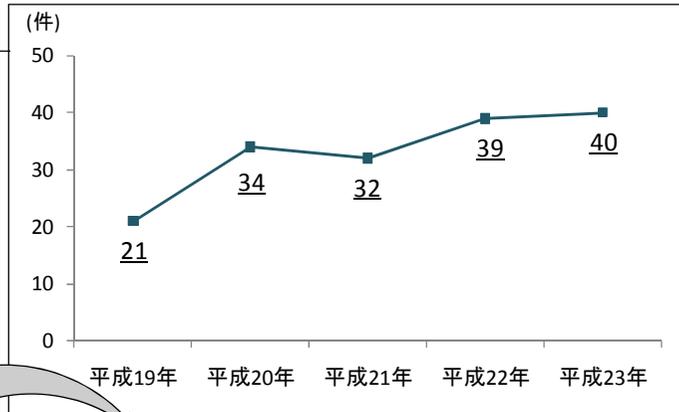
(資料: H24.9実施「三条市農業者経営状況調査」による)

農産物の販売先は、旧来からの流通取扱いの中で「JA出荷」が全体の半数となっている一方で、「直売所販売」「インショップ」「インターネット販売」など、独自に新たな販路を求める農家も出始めている。

● 農産物の販売先



● 直売所の出店状況



○「経営状況調査」自由記載欄より

「直接消費者に販売する品目、量を増やしていく。農産加工品の販売を考える。」
 「ホームページを開設し、インターネット販売も開始した。」
 「今後、直売を増やしていく方向である。」
 「独自の流通ルート、販売方法を常に考えている。」

「消費者のニーズに合わせた品種揃えを考えている。」
 「良品質米を作り、ブランド米として価格が上がるよう心掛けている。」

個々の農業者が、より自由に販売しやすいルートを検討するとともに、“やる気”のある農業者が更に伸びていけるためにも、販売方法、品質向上などの所得向上につながる方策の情報共有の場、学ぶ場の提供を図る必要がある。

3 更なる活性化に必要な視点

農業活性化プランにおいては、取り巻く困難な環境を踏まえ、本市の農業を総体的に下支えしていくため、6つの切り口から様々な取組を開始した。

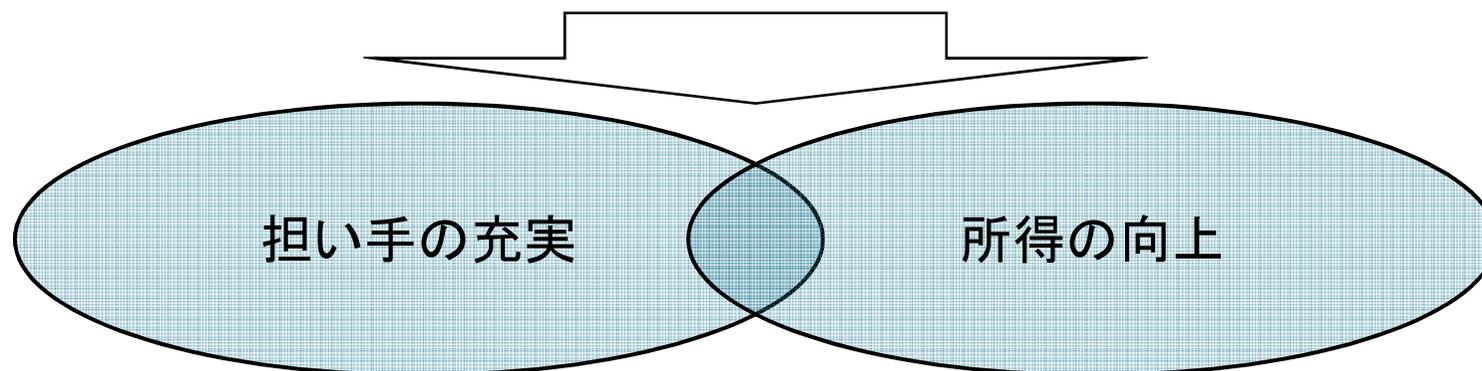
しかし、取組年次を過ぎた現在もなお、農業者の減少、農業所得の低迷は止まらない状況にある。

他方で、現在、本市の農業の現況を鑑みれば、農業者の個々レベルでは、環境保全型農業を展開する「エコファーマー」などの農業者の増加や、効率的な農業経営を展開していくための法人化、米の需給調整制度の活用による地域の特色に応じた営農活動の推進、さらに、市全体では、三条産農産物へのプライドにも通じる「ボナペティシール」の取組が始まるなど、農業の現状を取り巻くこうした困難な環境を乗り越えるべく、着実に取組を展開している。

本市の農業の数値的現況を踏まえつつ、こうした課題を捉えるとき、農業者全体を広く支えていくことも肝要であるが、なかなか成功例に乏しい産業であればなおさら、まずは、農業における成功体験を生み出しそれを共有していくことが重要である。こうしたことから、現在顕在・潜在している“やる気”のある農業者を更に拡大し、伸長させていくため、本市の将来を担う農業者を支援する「担い手の充実」、農業を産業として確立させていくための「所得の向上」に焦点を絞り、重点的に取組を展開していく必要がある。

また、これまでの取組は、産業としての農業そのものの課題が大きすぎたあまり、生産者としての農業者側への視点に傾注してきたことも否めない。

産業として成り立つ農業を目指しこれら2つの視点で進めていく中、当然、本市の農産物を直接手に取っていただく消費者の立場も併せ考え、取組を展開していかなければならない。



第2章 更なる活性化のための取組展開 ～「第2次農業活性化プラン」の目的と位置付け～

目的

担い手の不足とともに年々進む農業の高齢化、農産物価格の低迷、加えて農業分野においては大きな打撃が懸念されるTPP参加協議など、農業経営はこれまでも増し、将来を見通すことすら難しいより困難な環境に立たされている。

この間、農業者戸別所得補償制度の開始、様々な担い手育成・支援など、国、自治体を通じ様々な政策的なこ入れを講じてきたほか新たに中国を始めとする東アジア市場への農産物販路が期待できるものとなりつつあるが、総じて、産業としての衰退を抑え現状を維持していくことに尽きている。

第2次農業活性化プランは、将来に渡る担い手の確保、育成をどのように行っていくか、より積極的な経営につなげるための販路、方策はどう展開していくべきか、また、そもそも三条産農産物を消費者の皆様に容易に手にしていただくためにはどうすべきかなど、こうした困難な状況にあっても本市の農業を将来に渡り活力ある産業として確立していくため、その具体の方策を推進する端緒を示すことを目的とする。

位置付け

農業活性化プランでは、産業として成り立つ農業を目指し、農産物の高付加価値化、販路開拓など、考えられる様々な面から取組を開始した。着実に成果に結び付き定着を図らなければならないもの、未だ具体の可能性、成果、効果が見出せないもの、取組の現状は多様である。第2次農業活性化プランでは、これまでの試行錯誤的な段階から前進し、萌芽した取組を更に効果的かつ確実に根付かせていくこととする。

また、これまで農業行政は、土地改良事業の推進、農業用施設の整備など、どちらかと言えば農業者の経営資源の「モノ」となる農業用施設の整備等の支援に傾注してきた。こうしたハード整備を中心とした国、県の支援制度については、引き続き、積極的に活用し農業者の経営基盤強化を図っていくことはもちろんであるが、本プランでは、農業活性化プランで立ち上がった取組、考え方をベースとしつつ、消費者からの視点を常に意識し、重要な経営資源である担い手の充実や農業者の経営力の向上に重点を置き、取組を進めることとする。

生産物の価格を始めとする市場の変化、取り巻く制度の改変、他方で経営体としての農業者自身の在り様などを捉え、変化する状況に応じ柔軟に次の方策を思いめぐらすためにも、第2次のプランは長期に渡る計画ではなく、計画期間を次のとおり定め、毎年の振り返りと当該年度取組の効果的な実施を見定めながら推進していく。

○計画期間 平成25年度～平成27年度(3箇年)

第3章 目的達成のための2つの施策

《第2次農業活性化プランの考え方(イメージ図)》

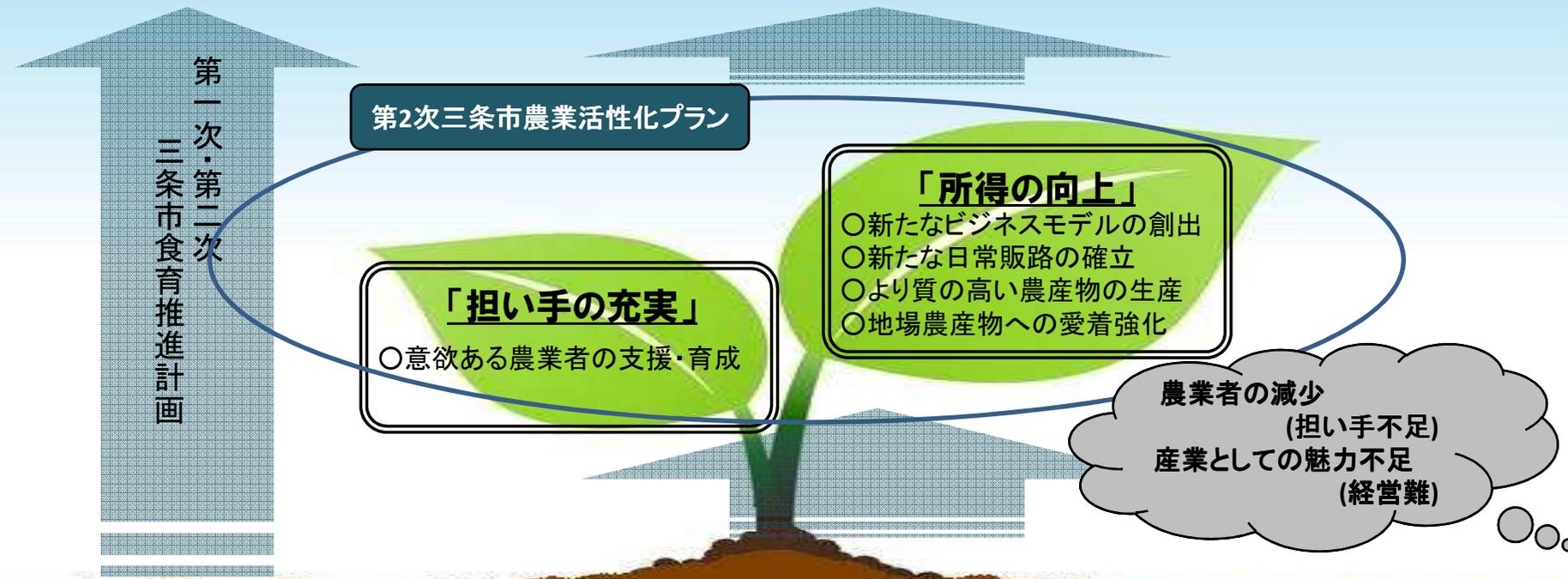
《三条市食育の推進と農業の振興に関する条例》

豊かで住みよい生き生きとしたまち

“食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。”

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、

農業が持続的に発展する



【食育推進】

健全な食習慣の定着
食文化の伝承

【地産地消】

地域内消費の拡大、生産・消費の交流の活発化

【販路開拓】

新たな販売ルート構築

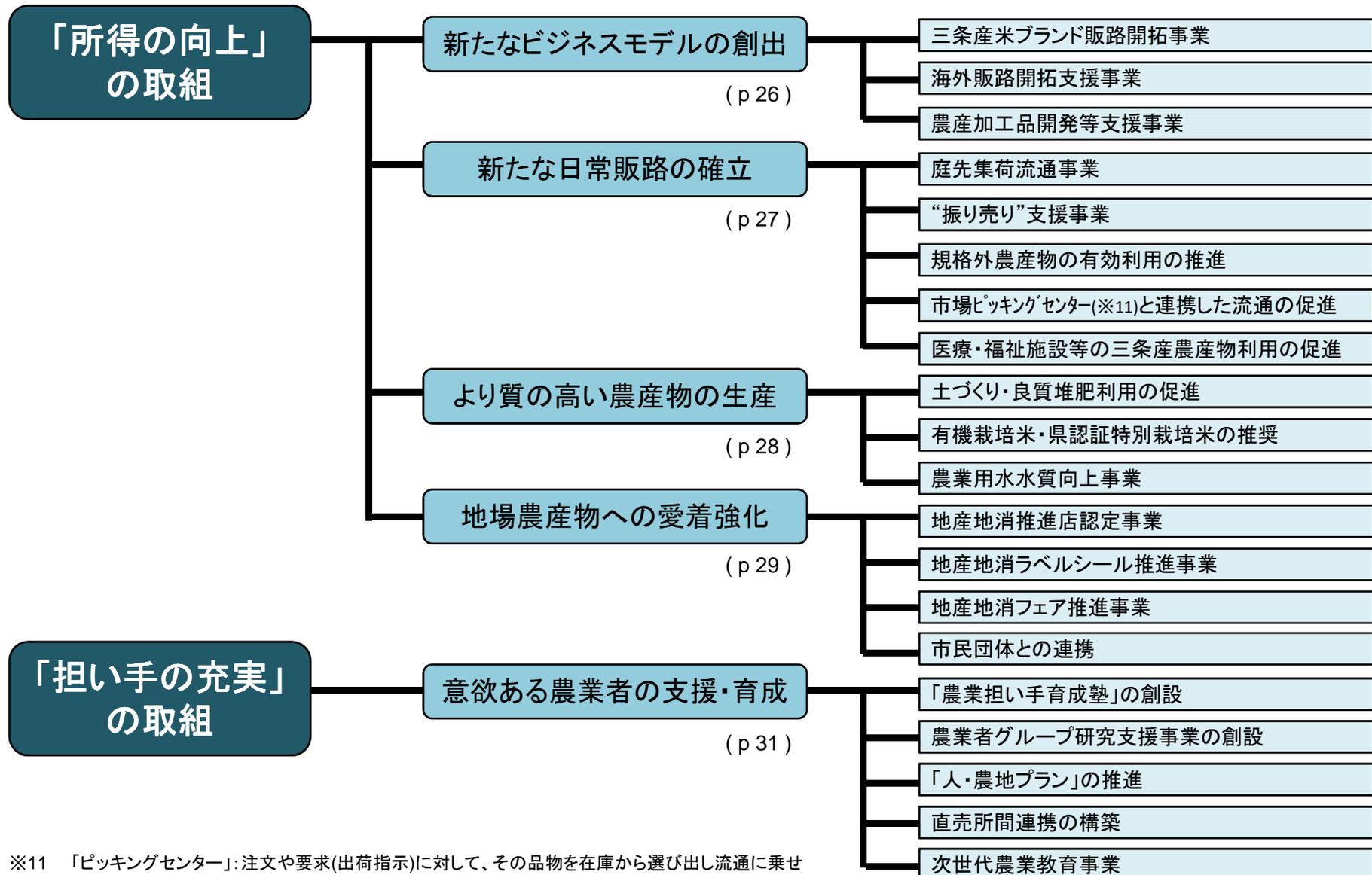
【高付加価値化】 売れる農産物の追求、農産物の高品質化

【環境保全】 安全・安心な農産物の生産、農地の多面的機能の保持

【人材育成】 意欲ある人材の育成、農業経営意識の向上

《第2次農業活性化プランの取組体系図》

「農業担い手育成塾」を修了した農業者を新たなビジネスモデルにつなげていくことや、新たな販売ルート構築のために品質向上を推進していくことなど、各取組を有機的に連携させ推進していく。



※11 「ピッキングセンター」:注文や要求(出荷指示)に対して、その品物を在庫から選び出し流通に乗せる施設。持込みの農産物を比較的容易に流通に乗せることが可能となる。

1 「所得の向上」の取組

取組目標

国全体において農業者戸別所得補償制度を始めとした各種支援制度を受けなければ経営が立ち行かないように、現状を見れば、市内農業の所得も決して高いとは言えない状況にある。

そうした中、農業者全体の所得向上をあまねく図っていくことはもちろん肝要であるが、まずは、新たな販売ルートや売り方の確立、6次産業化の実現など、具体の所得向上へつながる成功例を1例でも多く創出していくことで、個々の市内農業者の奮起を促し、市内農業の活性化を図っていく。

加えて、消費者から手に取っていただける安全で安心なより質の高い農産物の生産の取組を広げていくことはもちろん、そうした農産物を市内各所で手に入れることができ、個々の農家にとっても容易に流通へ乗せることができる仕組みを構築していくなど、消費者の日常にとっての販路の確立を図っていく。

こうした取組を進めていくことで、結果として、産業として成り立つ農業の実現を図っていくこととする。

取組指標

実現すべき目標	指 標	現状 (H24)	目標 (H27)
農業で生計可能な世帯の増加促進	専業農家戸数	339人 (H22農林業センサス)	400人
効率性の高い営農体制の確立	認定農業者1人当たり経営耕地の規模	6.20ha (農林課集計)	8.00ha
高品質で健康増進にも資する農作物の生産	有機農業取組面積	21.17ha (作付状況数値)	30ha
	農薬・化学肥料5割低減特別栽培取組面積	506.98ha (作付状況数値)	600ha

(1) 新たなビジネスモデルの創出

具体的取組

主要事業	取組内容	主な対象作物区分	取組スケジュール		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
三条産米ブランド 販路開拓事業	流通コストを低減し所得の向上に振り向けるため、直接販売等の方法を活用した仕組みを構築する。	米 (野菜) (果樹)	・流通コスト低減の仕組みの検討	・(流通コスト低減の仕組みの試行)	・(流通コスト低減の仕組みの実施)
	首都圏等における学校給食米への三条産米の採用を進め対象地域への三条産米の理解・浸透を図り、それを端緒とした販路の開拓を進める。	米	・学校給食採用に向けた販促・交流事業の実施 ・対象地各家庭への販促活動の検討 ・パッケージの作成、流通拡大		
海外販路開拓支援事業	海外への販路開拓を目指す市内農業者、流通業者等に対し、海外販売拠点の創設等の検討を支援する。	米	・市内農業者、流通業者への周知 ・(取組打診)	・取組支援の実施	
6次産業化等の支援	「売れるものづくり・売れるしくみづくり支援事業」や国の「経営体育成支援事業」等を活用し、農産加工品の商品開発、新規作物導入などの取組を進め、農業の6次産業化(※12)や農業経営の複合化を図る。	野菜 果樹	・事業周知 ・(取組打診)		

※12 「6次産業化」: 農産物の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築する、農家レストランの開設等をいう。

(2) 新たな日常販路の確立

具体的取組

取組名	具体的な取組	主な対象作物区分	取組スケジュール		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
庭先集荷流通事業	高齢化が進む中山間地等において、収穫した農産物の出荷手段を持たない生産者から集荷を進め、直売所等を活用し販売を図る。	野菜 果樹	・農産物の集荷方法の検討、調整 ・(集荷活動の実施)	・集荷活動の実施	
「振り売り」支援事業	高齢化が進むまちなかななどの農産物の買い物が困難な環境にある地区における軽トラック等を活用した「振り売り」の実施に対し支援する。	米 野菜 果樹	・市内において取組の試行、実施 ・(市外実施の検討)	・市内における取組の実施 ・(市外実施の試行)	・市内外における取組実施
規格外農産物の有効利用の推進	規格外として流通に回らない農産物をカット済み野菜などの加工品にすることで利用を図り、農業者の所得向上へつなげる。	野菜 果樹	・関係団体との方策協議	・取組の開始	
市場ピッキングセンターと連携した流通の促進	農業者が直接青果市場に農産物を持ち込み、市場に流通させることができる、市場ピッキングセンターの活用を促進し、地産地消と農業者の所得向上につなげる。	野菜 果樹	・農家へ利用拡大の周知、促進		
医療・福祉施設等の三条産農産物利用の促進	病院、福祉施設等の食事に安全・安心な三条産農産物の利用を促すことで、入院者等の健康増進と生産者の所得向上を図る。	米 野菜 果樹	・各施設への農産物の利用の働きかけ		

(3) より質の高い農産物の生産

具体的取組

主要事業	具体的な取組	主な対象作物区分	取組スケジュール			
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	
土づくり・良質堆肥利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質で、かつ、健康増進に資する農産物生産のための土づくりや良質堆肥利用に係る講習会を開催し、その利用を促進する。 ・土壌診断を実施するなど、適正な施肥指導のための生産支援体制を構築する。 ・完熟堆肥化センター製造の堆肥使用による農産物の品質向上と生産出荷拡大を目指す。 	米 野菜 果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の実施 ・土壌診断講習会の実施、施肥指導 	→		
有機栽培米・県認証特別栽培米の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・認証有機農産物、新潟県認証の減農薬・減化学肥料5割低減特別栽培米の生産拡大を図る。 ・持続性の高い農業生産方式を導入するエコファーマー制度に取り組む農家数の増加を図る。 	米 野菜 果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培の取組促進 ・化学合成資材5割低減特別栽培の取組促進 	→		
農業用水水質向上事業	<p>環境復元の先駆取組者による講演会の実施や圃場揚水機場において浄水の工夫を施すなど、農業用揚排水路等の環境向上を進めるとともに、良質な農作物生産の基本となる水の質の向上を図る。 (農地・水保全管理支払交付金※13)事業の活用)</p>	米	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の実施 ・(農地・水保全管理支払交付金事業取組団体との協議) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の実施 ・(農地・水保全管理支払交付金事業取組団体による実施) 	→	

※13 「農地・水保全管理支払交付金」:地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対する支援制度

(4) 地場農産物への愛着強化

具体的取組

取組名	具体的な取組	主な対象 作物区分	取組スケジュール		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
地産地消推進 店認定事業	三条産農産物を積極的に取り扱う市内の小売店、飲食店等を三条市地産地消推進店として認定する。	—	・認定店舗の拡大を進める。	→	
地産地消ラベル シール推進事業	三条産農産物の印「ボナペティシール」を普及させ生産者、消費者等への地産地消の意識啓発を図る。	野菜 果樹	・健康マイレージと連携し、ラベルシール使用者の拡大を図る。	→	
地産地消フェア 推進事業	三条マルシェなどの場を活用し地元の食を活用したイベントを実施することで、地産地消の浸透を図る。	—	・三条マルシェなどにおける地産地消フェアの実施	→	
市民団体との連 携	三条まんま塾等関係団体が実施する取組を支援し、三条産米や旬の地元野菜等を活用を促進していくほか、品質、鮮度の向上、健康の増進等、市民からより求められる農作物づくりなどを目的とし、農業者が団体との交流、連携を図る。	—	・三条まんま塾と連携し地産地消啓発イベント等を実施する。 ・食生活改善推進委員協議会と連携し地元食材活用を促進する。	→	

2 「担い手の充実」の取組

取組目標

市内農業は、他に生活の収入を求める第2種兼業農家が多くを占めているように、農業そのものでの所得の向上を図りにくく、産業としての活性化を進めていくことが困難な環境にある。

このことは、多くの農業者の農業に対するモチベーションを阻害している。

他方で、環境保全を図りつつ安全で安心な農産物を生産している農業者や自ら独自の販路を開拓し積極果敢にビジネスとして展開している農業者など、より質の高いものの販売を経営ベースとして乗せていこうとする志の高い農業者も多数顕在・潜在していることも事実である。

市内農業全体に対し取組動機を喚起していくことはもちろんであるが、特に、そうした志の高い意欲のある農業者の意志を更に伸長できるよう、具体的かつ直接的に支援し、所得向上の取組と併せ推進していくことで、農業者の成功例を創出していく。

取組指標

(各数値は、農林課数値)

実現すべき目標	指標	現状 (H24)	目標 (H27)
優れた農業経営者の育成	6次産業化法に基づく計画認定農業者	2人	4人
	農業生産法人数	31法人	35法人
	認定農業者の経営面積	2,875.4ha	3,000ha
新たな担い手の育成	認定就農者 ^(※14) 数	2人	4人

※14 「認定就農者(制度)」:「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、これから就農しようとする者が、いつ・どこで・どのような農業を始めようとするのかといった目標と、その実現のための研修や資金調達などを就農計画として作成し、この計画について県知事が認定する制度。

意欲ある農業者の支援・育成

具体的取組

取組名	取組内容	主な対象者区分	取組スケジュール		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
「農業担い手育成塾」の創設	<p>農業者の研修の場を創設し、営農ノウハウの習得と実践を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数形式 ・一方的な講習形式ではない実践の場 ・次年度以降の農業経営に具体的に活かす。 ・営農エリートの創出 				
販売実践コース	<p>販路開拓、流通ルートの確立など、農産物の販売等のノウハウについて、習得、実践する。</p>	農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・塾カリキュラムの検討 ・塾の開講 	<ul style="list-style-type: none"> ・塾の開講 ・修了者によるビジネス実践の開始 	
品質向上コース	<p>安全・安心でより質の高い売れる農産物の生産ノウハウについて、習得、実践する。</p>	農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・塾カリキュラムの検討 ・塾の開講 	<ul style="list-style-type: none"> ・塾の開講 ・(修了者の販売実践コースへの移行) 	
農業者グループ研究支援事業の創設	<p>先進的技術の習得や農業経営手法の研究など、市内農業者グループ等自らによる調査・研究等の自己研鑽に対し支援する。</p>	農業者グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度の周知 ・農業者グループ等に対する支援 		
「人・農地プラン」の推進	<p>人・農地プラン作成により、地域自らが行う将来の地域農業に対する話し合いを進め、中心となる経営体の育成・支援を行う。</p>	農区等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の話合いを進め、プラン作成 ・(プラン作成地区から各種支援開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン作成地区に対し各種支援開始 ・(プラン未作成地区への作成支援) 	
直売所間連携の構築	<p>個々に営業している直売所同士をつなぎ、ノウハウ等の共有や連携体制を構築する。</p>	直売所	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会を実施 ・連携した取組の検討、実施 		
次世代農業教育事業	<p>子供たちの農業への理解と食育の推進を図るため、小中学校において田植えや稲刈りなどの農業体験学習を実施する。</p>	小中学生農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学校における農業体験の実施(継続取組) 		